

第十四号議案

災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を
改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和四十一年六月江戸川区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の改正により、不服申立ての
手続が審査請求に一元化されることに伴い、規定を整備する必要があるので、本
案を提出いたします。